

議案第52号～第57号

令和元年 6 月 6 日

令和元年 6 月定例議会
議案説明資料

議 案 説 明 資 料 目 次

議案第 52 号	鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について……………	1
議案第 53 号	鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について ……………	2
議案第 54 号	鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の設置等に関する条例の一部改正について ……………	3
議案第 55 号	鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改 正について……………	4
議案第 56 号	鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について……………	7
議案第 57 号	鈴鹿市火災予防条例の一部改正について……………	8

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例改正部分新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第 2 条，第 3 条，第 4 条関係）				別表（第 2 条，第 3 条，第 4 条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担任意務	委員 の定 数	委員 の任 期	附属機関	担任意務	委員 の定 数	委員 の任 期
略	略	略	略	略	略	略	略
鈴鹿市新 名神高速 道路鈴鹿 P Aスマ ート I C 地区協議 会	新名神高速道路鈴 鹿パーキングエリ アスマートインタ ーチェンジの設置 ，管理，運営その 他必要な事項に係 る審議に関する事 務	18人 以内	2 年	鈴鹿市新 名神高速 道路（仮 称）鈴鹿 P Aスマ ート I C 地区協議 会	新名神高速道路（ 仮称）鈴鹿パーキ ングエリアスマー トインターチェン ジの設置，管理， 運営その他必要な 事項に係る審議に 関する事務	18人 以内	2 年
略	略	略	略	略	略	略	略
2 略				2 略			

鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の設置等に関する条例改正部分

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(組織) 第4条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。 (1)・(2) 略 (3) <u>三重県鈴鹿児童相談所</u>の職員 (4)～(6) 略	(組織) 第4条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。 (1)・(2) 略 (3) <u>三重県北勢児童相談所</u>の職員 (4)～(6) 略

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第6条 略 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことと<u>することができる</u>。 (1)・(2) 略 3 略 4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> 5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u> (2) <u>法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> (食事の提供の特例) 第16条 略 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設	(保育所等との連携) 第6条 略 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。 (1)・(2) 略 3 略 (食事の提供の特例) 第16条 略 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設

とする。

(1)～(3) 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1) 略

(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3)～(5) 略

（連携施設に関する特例）

第45条 略

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

とする。

(1)～(3) 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1) 略

(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3)～(5) 略

（連携施設に関する特例）

第45条 略

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(食事の提供の経過措置)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略	(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略

鈴鹿市火災予防条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。 2 略 (設置の免除) 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>種別が1種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)～(5) 略 (6) <u>第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u> <u>(7)</u> 略	(避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。 2 略 (設置の免除) 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)～(5) 略 <u>(6)</u> 略